

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認熊本地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

国民年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年4月から同年6月まで

外国から帰国後の昭和53年8月に、国民年金の加入手続をし、それ以後は、漏れなく保険料を納付していた。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間前後の国民年金の加入期間について、国民年金保険料を納付している。

また、申立人は、町役場に定期的に次男の健康診査に行き、その折に、同役場で国民年金保険料を納付したと申し立てしているところ、提出された母子健康手帳を見ると、納付したとする時期に次男の検診の記録が確認できることから、申立期間の国民年金保険料を同役場で納付したとする申立内容に不自然な点は見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 9 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 9 月から 53 年 3 月まで

私は、昭和 52 年 8 月に会社を退職する際に総務課の担当者から国民年金に加入すると言われていたので、市役所に行って加入手続を行い、国民年金保険料を金融機関で納付した。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、7 か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料を全て納付していることから、申立人の保険料の納付に対する意識は高かったものと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、同記号番号払出簿から昭和 53 年 4 月に払い出されていることが確認でき、申立期間の国民年金保険料は現年度納付が可能である。

さらに、申立人は、昭和 49 年に結婚した夫の国民年金保険料を 20 歳に遡って納付したことを記憶しているところ、特殊台帳により第 2 回目の特例納付実施期間中に特例納付及び過年度納付を行っていることが確認できる上、夫は、申立期間を含め国民年金の加入期間の保険料は全て納付していることから、申立人についても申立期間の保険料を納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 1 月から 50 年 3 月までの期間、58 年 2 月から同年 10 月までの期間及び平成 4 年 9 月から 5 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 1 月から 50 年 3 月まで
② 昭和 58 年 2 月から同年 10 月まで
③ 平成 4 年 9 月から 5 年 3 月まで

私は、会社を退職後、国民年金と国民健康保険への加入手続をし、保険料を納付した。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和 46 年 1 月末に会社を退職後、国民年金と国民健康保険の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号の前後の資格取得日等調査により、50 年 12 月頃に払い出されているものと推認され、申立人はこの頃、国民年金の加入手続を行い、46 年 2 月 1 日（平成 5 年 8 月 11 日に国民年金と厚生年金保険の記録の統合に伴い、申立人の国民年金の資格取得日は、昭和 46 年 1 月 31 日に変更されている。）に遡って被保険者の資格を取得したものと考えられることから、申立内容とは符合しない上、申立期間当時において、申立期間は国民年金の未加入期間であり、申立人は申立期間の保険料を納付することはできなかつたものと考えられるほか、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間①に係る国民年金保険料を納付書により納付していたと主張しているところ、A 市は、昭和 47 年 3 月までは印紙検認方式を、同年 4 月以降は納付書方式を採用していたとしており、申立人の主張と一部一致しない。

申立期間②及び③について、申立人は、申立人の妻が厚生年金保険から国

民年金への切替手続を行ったと主張しているが、オンライン記録によると、申立期間②及び③に係る国民年金被保険者資格取得日及び同喪失日は、平成5年8月11日に記録追加されていることが確認でき、申立期間は当該記録追加前まで国民年金の未加入期間であったため、制度上、保険料を納付することができない期間であったほか、当該記録追加時点では申立期間の一部は時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立人の妻は、申立期間②及び③に係る申立人の国民年金保険料を自分の保険料と一緒に納付したと主張しているが、オンライン記録によると、平成8年7月に、申立人がB社に勤務していた期間について第3号被保険者該当の特例届出が行われた際に、昭和55年8月に資格喪失していた国民年金に再加入しており、当該届出前までは国民年金の未加入期間であったため、申立人の妻も申立期間②及び③当時は、制度上、保険料を納付できない期間であったことが確認できる。

さらに、申立人の妻は、申立期間②及び③の国民年金保険料は、納付書で2か月おきに納付していたと主張しているが、A市は、国民年金保険料は、昭和61年3月までは3か月ずつ、同年4月以降は1か月ずつ徴収しており、国民健康保険料は、平成5年3月まで、2か月ずつ徴収していたと回答していることから、申立人の妻が納付したと記憶している保険料は、国民健康保険料であると考えるのが自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 5 月から平成元年 6 月までの期間、5 年 4 月から 6 年 4 月までの期間、9 年 4 月から 15 年 3 月までの期間及び同年 6 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 5 月から平成元年 6 月まで
② 平成 5 年 4 月から 6 年 4 月まで
③ 平成 9 年 4 月から 15 年 3 月まで
④ 平成 15 年 6 月

申立期間の国民年金保険料は、亡くなった母が毎月納付していた。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、申立人の母親が国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の母親は既に亡くなっていることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、オンライン記録によると、平成 16 年 3 月に離婚した元妻は、結婚（平成元年 5 月）後の申立期間は未納であるとともに、申立期間②及び③の直前並びに申立期間④の直後は申請免除であるなど夫婦共に一致しており、申立人の母親が申立人の保険料のみを納付していたと主張する申立内容には不自然な点がみられる。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準賞与額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 18 年 8 月 8 日
② 平成 18 年 12 月 26 日
③ 平成 19 年 8 月 3 日
④ 平成 19 年 12 月 21 日
⑤ 平成 20 年 8 月 14 日

A社から支給された申立期間の賞与からは厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金額の計算に反映されなくなっているため、申立期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る標準賞与額について、賞与支払届に基づき平成 23 年 2 月 7 日及び同年 2 月 8 日に訂正されているオンライン記録では、18 年 8 月 8 日は 31 万 9,000 円、同年 12 月 26 日は 52 万 8,000 円、19 年 8 月 3 日は 26 万 9,000 円、同年 12 月 21 日は 54 万 8,000 円、20 年 8 月 14 日は 26 万 9,000 円と記されているが、これらは厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされている。

また、申立期間①、③、④及び⑤については、それぞれ標準賞与額に基づく厚生年金保険料が控除されていることを賞与明細書により確認でき、申立期間②については、賞与から標準賞与額に基づく厚生年金保険料（3 万 8,655 円）より低い保険料額（3 万 7,720 円）が控除されていたことを確認できる。

しかしながら、申立人は代表取締役の妻であり、A社に係る登記簿及び申立人の供述から、申立人は申立期間において同社の監査役であることが確認

できる上、申立人及び事業主は、申立人については申立期間において、同社の社会保険事務及び経理事務を担当していたと供述している。

一方、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間の賞与に係る納入の告知を行っておらず、このため事業主が従業員の賞与から控除した保険料を社会保険事務所に納付していないと認められるが、当時、A社の社会保険事務及び経理事務担当者であった申立人が、事業主が保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態でなかったとは考え難い。

ところで、当年金記録確認第三者委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき記録訂正が認められるか否かを判断しているところであるが、特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。